

# 訪問看護及び介護予防訪問看護の運営規程

# 至誠堂訪問サービスセンター コスモス

### (事業の目的)

第1条 社会医療法人松柏会が開設する至誠堂訪問サービスセンターコスモス（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護・指定介護予防訪問看護及び指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護との連携の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）であり、主治の医師がサービス提供の必要性を認めた高齢者等に対し、適正な事業の提供を目的とする。

### (運営の方針)

第2条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の維持・向上を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 至誠堂訪問サービスセンターコスモス  
② 所在地 〒990-0045  
山形市桜町7番44号  
電話番号(023)631-1674  
③ 指定事業所番号 0660190000 指定権者 山形市

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び課務の内容は次のとおりとする。

職 種	常 勤	非 常 勤	備 考
管 理 者	1名	—	看護職員と兼務
看 護 職 員	5名以上	0名	うち1名管理者と兼務
理 学 療 法 士	1名以上	0名	
作 業 療 法 士	1名以上	0名	
言 語 聽 覚 士	0名	0名	

### (1) 管理者

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

(2) 看護職員等

看護職員等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による提供は、看護職員による訪問提供の回数を上回らない設定とする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。  
② 営業時間　午前8時45分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日は午前8時45分から午後1時までとする。  
③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (事業の内容)

- 第6条 事業の内容は次のとおりとする。
- ① 病状・障害の観察
  - ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
  - ③ 食事および排泄等日常生活の世話
  - ④ 床ずれの予防・処置
  - ⑤ リハビリテーション
  - ⑥ ターミナルケア
  - ⑦ 認知症患者の看護
  - ⑧ 療養生活や介護方法の指導
  - ⑨ カテーテル等の管理
  - ⑩ その他医師の指示による医療処置

### (利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の負担は利用者の介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた額とする。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は全額自己負担とする。保険適用外のサービスは自費での負担とする。

- 2 介護保険の訪問の交通費は無料とする。保険適用外の訪問の交通費は1km110円とする。
- 3 死後の処理は11,000円とする。
- 4 料金の支払い方法

利用料は、訪問の都度又は1ヶ月毎とし現金で支払い、領収書を発行する。

### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、山形市、山辺町、中山町の区域とする。

### (緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、事業を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

- 2 看護職員等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

### (苦情処理)

第10条 事業所は、サービスの提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

### (個人情報の保護)

第11条 事業所は、事業者が知り得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的には利用しないものとし、外部への情報提供に関してはあらかじめ書面により同意を得るものとする。

### (虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者は管理者とする
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### (身体拘束等の禁止)

第13条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するため緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その状況及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 身体拘束等の適正化のための指針の整備をする。

- (2) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修を実施する。
- (3) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び結果の周知徹底を図る。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防又はまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者がなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人松柏会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。